

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月14日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第20号

恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
恵庭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第8条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第8条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。	第1条～第8条（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第8条の2 給与条例第17条の4の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。 <u>この場合において、同条第1項前段中「15日」とあるのは「30日」と、「5日」とあるのは「28日」と、同条第3項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。</u>
2（略）	2（略）

